

水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書

人口減少や食生活の多様化が進み、米の消費量は年々減少し、コロナ禍に伴う外食・中食の需要も減少、民間在庫も増加傾向となっており、水田農業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっている。こうした厳しい状況のなかで、水田活用の直接支払交付金について、令和4年産から8年産の5年間で一度も水張りが行われない（米を作付けしない）農地は、交付対象から外す方針が示された。

上伊那地域の農業者は長年にわたり主食用米の生産調整に協力し、畑作物が生産しやすい圃場対策を進め転作作物への転換に取り組んできたが、今回の見直しにより、麦、大豆などの作物の生産面積の激減や、集落営農組織の崩壊、離農者や遊休荒廃地の増加など、連鎖的な地域農業の衰退が懸念される。

日本の農業補助金は、欧州や米国など諸外国に比べ極端に低い水準となっている。日本より経営規模も大きく、補助金も潤沢な輸入作物が低価格で流通するなかで、麦、大豆など戦略作物を生産拡大するためには、日本においても生産コストに見合う公的補助金が必要である。

2021年公表の食料自給率は、過去最低水準の37.17%となっており、ロシアのウクライナ侵略など国際情勢も不安定となるなかで、食料安全保障について今一度見つめ直し、国内産を最優先とした農業政策への転換が図られることを農業現場は求めている。

また、地域の中心的な担い手などに農地集約が進むなか、農業用水路等の維持管理については、所有者と耕作者の乖離が進んでおり、経費負担の問題が表面化していくと考えられ、農地の長期利用を可能とするためには国主導による維持管理を行う仕組みの構築も望まれている。

こうした実情を踏まえ、農村が将来にわたり農地を保全し、農業者が安定的に農業を営むことができる制度を構築するよう、意見書を提出する。

記

- 1 水田活用の直接支払交付金の交付対象要件については、主食用米の生産調整の実行性を高める観点から、現場実態をふまえ、畦、水路などの機能確認に留めること。
- 2 交付対象要件の見直しを進めるならば、麦・そば・大豆等、国内で需要のある農産物に対する積極的な支援を目的として、再生産価格を考慮した新たな公的助成を設けること。
- 3 農地の所有と利用の分離が進む現状において、優良農地の長期利用を可能とするために、農業用水路等の機能維持と管理については、十分な予算を確保するとともに、国主導による維持管理を行う仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣